

姫路農業振興地域整備計画

令和4年（2022年）6月

兵庫県姫路市

地域指定年度	昭和 46 年度 (1971 年度)	姫路市
	昭和 45 年度 (1970 年度)	夢前町
	昭和 46 年度 (1971 年度)	香寺町
	昭和 47 年度 (1972 年度)	安富町
前回計画策定年度	平成 26 年度 (2014 年度)	総合見直し
計画策定年度	令和 4 年度 (2022 年度)	総合見直し

目 次

ページ

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
(2) 農業上の土地利用の方向.....	4
2 農用地利用計画.....	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	8
(1) 旧姫路市（船津、山田、豊富、谷内、曾左、白鳥、太市、林田、伊勢、網干、余部、四郷）.....	8
(2) 夢前地域（鹿谷、置塩、菅野）.....	8
(3) 香寺地域（香呂、中寺）.....	8
(4) 安富地域（安富南、安富北）.....	8
2 農業生産基盤整備開発計画.....	9
3 他事業との関連.....	9
第3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向.....	10
2 農用地等保全整備計画.....	10
3 農用地等の保全のための活動.....	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	12
(2) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るための方策.....	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	12
第5 農業近代化施設の整備計画	13
1 農業近代化施設の整備の方向.....	13
(1) 水稻（全域）.....	13
(2) 麦（主に旧姫路市（船津、山田、豊富、太市、林田、網干）、香寺地域、夢前地域）.....	13
(3) 大豆（主に旧姫路市（船津、山田、太市、林田）、香寺地域、夢前地域）.....	13
(4) 野菜（主に旧姫路市地域）.....	13
(5) 飼料作物（主に夢前地域）.....	13
2 農業近代化施設整備計画.....	13

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	14
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	14
3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	15
2 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	15
3 農業従事者就業促進施設	15
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
第8 生活環境施設の整備計画	16
1 生活環境施設の整備の目標.....	16
2 生活環境施設の整備計画	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	16
4 その他の施設の整備に係る事業との関連.....	16
第9 附図	17
別記 農用地利用計画	17

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置

本市は、兵庫県南西部に位置し、神戸市から約50km、岡山市から約70kmにあり、独立した経済文化圏を築いている。市域は、播磨灘に面した播磨平野、その周囲を取り囲む中山間地域、瀬戸内海上の家島諸島からなる南北55.5km、東西35.7km、総面積約534km²である。

② 自然的条件

地形は、北部から山岳、丘陵、田園、平野、島しょで構成され、市街地、工業地が立地し、市川、夢前川、林田川等の河川により南北方向へのつながりの密接な地域で、瀬戸内海に島しょを擁した地域となっている。また、北部の山岳高原地域の雪彦峰山県立自然公園、海域は瀬戸内海国立公園をはじめ、多様な自然資源で構成されており、これらを活かした観光とともに自然豊かな生活環境にも恵まれている。

気候は瀬戸内海型気候に属し、年間を通じて比較的温暖少雨である。

③ 土地利用の状況

北部の森林丘陵地域と中央部の市街地の間の田園地域に農用地が広がるほか、市街地や臨海部においても農用地と市街地とが混在している。

本市では、水稻のみの作付けをする兼業農家や自給的農家が多いが、北部では、集落営農組織が主体となり、水稻をはじめ、麦や大豆等の生産に積極的に取り組んでいる集落がある。

また、南部では、専業農家を中心にほうれんそうや葉ねぎ等の葉物野菜、トマト等の作付けが行われている。

安富地域や夢前地域では、特産であるゆずや白小豆、酒米等については、生産組織や農業協同組合主導により生産が行われている。

④ 地域の人口及び産業

人口は、国勢調査によると令和2年で約53.0万人であった。平成22年をピークに令和12年には約51.8万人（『ひめじ創生戦略（平成28年3月）』の人口ビジョン）になると見込まれ、本市においても本格的な人口減少社会が始まった。

本市は、市町合併により面積が約2倍になり、従来の都市部に加え、海、山、川という豊かな自然を有する都市となった。これに伴い、産業構造においても従来の商工業都市としての顔に加えて、農林水産業都市としても位置づけられることとなった。

農林業センサスによると令和2年で総農家数は5.4千戸、経営耕作面積1,939haとなっているが、農業従事者については高齢化が進む等の要因から減少が見込まれている。

⑤ 将来の土地利用

本市では、人口が減少する中、持続可能な都市を目指すため、地域資源や地域特性を活用して、都市機能を分担し相互補完することができる「多核連携型都市構造」の構築を目標としている。

「多核連携型都市構造」の実現に向けて、地域ごとに土地利用ゾーンを位置づけ、その特性に応じた土地利用や環境保全等に取り組む。北部の森林丘陵地域（森林環境ゾーン）や田園地域（田園環境ゾーン）、南部の群島地域（島しょ環境ゾーン）においては、自然と共生した地域の伝統を守り伝える生活空間を形成するため、豊かな自然環境や田園風景等の保全を目指す。中央部に広がる市街地（市街地ゾーン）や臨海部（臨海・産業ゾーン）においては、暮らしやすく活力ある持続可能な市街地の整備に向け、快適な居住環境の形成と都市活力の源泉である産業振興を目指す。

また、市総合計画や都市計画マスタープラン等の本市が策定している他の計画に定める各種施策との整合性にも配慮した土地利用を進めることとする。

（主要な用途間の移動の構想）

単位：ha、%

	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
令和3年 （現況）	3,761.4	39.3	11.2	0.1	3,106.1	32.5	1,049.5	11.0	1,630.9	17.1	9,559.1	100.0
（目標）	3,720.4	38.9	11.2	0.1	3,106.1	32.5	1,090.5	11.4	1,630.9	17.1	9,559.1	100.0
増減	△41.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	41.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市農業振興地域内にある現況農用地約3,762haのうち、a～cに該当する農用地で、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域のほか道路法による道路、河川法による河川等農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4の4に定める施設の用に供される土地に係る農用地以外の農用地約2,690.3haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積 (ha)			備 考
		農用地	山林その他	計	
津市場公園	津市場	2.2	0.0	2.2	都市計画
見野公園	見 野	1.5	0.0	1.5	都市計画
計		3.7	0.0	3.7	

- ・ 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域
 - ・ 道路法による道路、河川法による河川等農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4の4に定める施設の用に供される土地
- a 集団的に存在する農用地
- 国道、県道、主要地方道である市道、鉄道、その他営農活動の支障となる線形施設や河川、段丘、その他営農活動の支障となる地形で分断されない10ha以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準じる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・ 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・ 国が行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模以上の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ※ ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。
- 集落区域内に介在する農用地で、団地規模が30a以下の農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する。

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する。

(エ) 現況山林・原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

水田においては、可能な限りほ場整備事業や農業集落排水事業を実施する等、さらなる農業生産基盤の整備を図る。これらにより良質米生産を進めるとともに、麦、大豆、野菜等畑作物の導入によって農用地の高度利用を促進していく。

また、集团的に存在する農用地に利用権設定等促進事業を活用して、担い手への農地集積等を促進するとともに、集落営農組織を育成し、大型農業機械の導入によりさらなる農業の効率化を図る。

イ 用途区分の構想

(ア) 船津地区

傾斜度1/300以下の平坦地が大部分を占めており、播但連絡道路の東西に農用地が広がる。農地のほとんどが県営ほ場整備事業等によって整備済であることから、農用地としての利用を進める。中寺、香呂地区とは市川により、豊富地区とは平田川により分断されている。

(イ) 山田地区

一部に傾斜地がみられるものの平坦地が大部分を占め、そのほとんどが県営ほ場整備事業で整備済であることから農用地として利用を進めるが、豊富地区とは山林により分断されている。

(ウ) 豊富地区

平坦地と傾斜1/100以上の緩傾斜地とにわかれており、播但連絡道路の東西に農地が広がる。これらの農用地では、団体営ほ場整備事業を実施しており、隣接する農地とともに農用地としての利用を進める。なお、山田、谷内、谷外地区とは山林により、船津地区とは平田川により分断されている。また、対岸の市街化区域とは市川により分断されている。

(エ) 谷内地区

傾斜度1/100~1/300の農用地がほとんどで、国道372号の北側、天川の南側に農地が広がる。県営担い手育成基盤整備事業等により整備済みであり、農用地としての利用を進める。

なお、豊富地区とは山林、谷外地区とは国道372号、山陽自動車道や天川等により分断されている。

(オ) 谷外地区

平坦地が大部分を占め、国道372号の東西農地が広がる。すでに団体営ほ場整備事業を実施しているため、農用地としての利用を進める。なお、豊富地区とは山林、谷内地区とは国道372号、山陽自動車道や天川等により分断されている。

(カ) 曾左地区

菅生川と山林に囲まれた平坦地であり、山陽自動車道の南側のほか、ほ場整備事業が完了している刀出地区については農用地としての利用を進める。

(キ) 白鳥地区

この地区の農用地は住宅地と山に囲まれた平坦地にあり、山陽自動車道の南側のほか、ほ場整備事業が完了している打越地区については農用地としての利用を進める。

(ク) 太市地区

国道29号以北の一部を除き、傾斜度1/300以下の平坦地がほとんどであり、この地区を南北に流れる大津茂川と東西に走る県道5号姫路上郡線を中心に農地が広がる。

ほ場整備事業が完了している石倉地区のほか、これらの農地については農用地としての利用を進める。

(ケ) 林田地区

林田川の東西に傾斜度1/100~1/300の比較的平坦な農用地が広がり、団体営ほ場整備事業等を実施しており、隣接する農地とともに農用地としての利用を進める。

(コ) 伊勢地区

大津茂川の東西に広がり、一部に傾斜度1/100以上の農地がみられるものの、全域で団体営ほ場整備事業が完了していることから、農用地としての利用を進める。

(サ) 網干地区

周囲を市街化区域に囲まれているものの、団体営ほ場整備事業を実施した津市場や宮内とこれらに隣接する農地とともに、農用地としての利用を進める。

(シ) 余部地区

周囲を市街化区域に囲まれているものの、網干地区の津市場の農地に隣接する下余部と上余部、上河原の集団的な農地について農用地としての利用を進める。

(ス) 四郷地区

市街化区域に近接しているが、団体営ほ場整備事業が完了しており、農用地としての利用を進める。

(セ) 鹿谷地区

夢前川及び明神川沿いに広がり、農地は山、川、集落、中国自動車道により小規模に分断されているものの、団体営ほ場整備事業等を実施しており、隣接する農地とともに農用地としての利用を進める。

用途区分は、現状の農業用施設用地を除き農用地として利用する。

(ソ) 置塩地区

夢前川沿いに広がり、農地の基盤整備もほぼ完了している。山林、河川、集落に囲まれた比較的大きな集団的農地が存している。

用途区分は、現況の農業用施設用地を除き農用地として利用する。

(タ) 菅野地区

南北に流れる菅生川沿いに集落が点在しており、その周辺に基盤整備がほぼ完了した農地が広がる。

用途区分は、現況の農業用施設用地を除き農用地として利用する。

(チ) 中寺地区

恒屋川沿いと恒屋川沿いの山々の谷間に広がり、集落により分断されているものの、基盤整備もほぼ完了しており、隣接する農地とともに農用地としての利用を進める。

用途区分は、現況の農業用施設用地を除き農用地として利用する。

(ツ) 香呂地区

ほ場整備完了地域については優良農地として利用し、営農組織による大型機械化体系を推進し、農作業の省力化、農地の集積等を図る。

(テ) 安富南地区

林田川沿いに広がる農用地については、ほ場整備を実施しており、田としての有効利用を推進する。また、その他農用地についても農作業の機械化、合理化に対応した農道、用排水路整備等も実施しており、田及び畑としての利用を推進する。

用途区分は、農業構造改善事業によりガラス温室を設置した大字名坂の農地等現況の農業用施設用地を除き農用地として利用する。

(ト) 安富北地区

林田川の本支流に沿って農用地が細長く分布しており、ほ場整備は実施しているが、山間地形のため団地性に乏しく安師地区に比べて生産性が低い。このため地力増進を普及推進し、生産性の向上を図り、農地としての有効利用を促進する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

ほ場整備率は、市全体で約81%であり、各地域の現状は(1)～(4)のとおりである。今後も効率的な農業生産を進めていくため、ほ場整備事業等により農業生産基盤の整備を図っていく。

また、ため池の改修・整備を実施し、農地防災を進めていくとともに、農業集落排水事業を実施していくことにより、農業用水源の確保と生態系の保全を図る。

(1) 旧姫路市（船津、山田、豊富、谷内、曾左、白鳥、太市、林田、伊勢、網干、余部、四郷）

旧姫路市内の農用地区域は1,604.3haであり、このうちほ場整備事業が完了しているのは、1196.6ha(74.6%)である。

(2) 夢前地域（鹿谷、置塩、菅野）

夢前地域の農用地区域は589.9haであり、このうちほ場整備事業が完了しているのは、522.8ha(88.6%)である。

(3) 香寺地域（香呂、中寺）

香寺地域の農用地区域は351.2haであり、このうちほ場整備が完了しているのは、302.3ha(86.1%)である。

(4) 安富地域（安富南、安富北）

安富地域の農用地区域は156.2haであり、このうちほ場整備事業が完了しているのは、154.5ha(98.9%)である。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
(旧姫路市域)					
区画整理	区画整理・農道整備・用排水路整備	西脇	22.4ha	1	
区画整理	区画整理・農道整備・用排水路整備	豊富	74ha	2	
(旧夢前町域)					
区画整理	区画整理・農道整備・用排水路整備	宮置	21.5ha	3	
(旧香寺町域)					
用水施設整備	用水施設整備・暗渠排水整備	犬飼、田野	29.8ha	4	
区画整理	区画整理・農道整備・用排水路整備	須加院	29.0ha	5	

3 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、将来にわたって食糧の安定供給を確保するとともに、農業の有する多面的機能を発揮するために効率的な農業生産の基礎となる優良農地を確保していくことが重要である。

また、市内に800箇所あるため池については適正管理に努め、ため池の健全度や危険度の把握のため一斉点検・診断を実施し、危険ため池や老朽化したため池の改修を順次行い、農地の保全及び農村地域の安全性の向上を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
(旧姫路市域)					
ため池等整備 (太尾奥池・中池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	豊富町豊富	23.6ha	1	
ため池等整備 (上杉池・下杉池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	御立東	22.3ha	2	
ため池等整備 (峠池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	飾東町志吹	8.9ha	3	
ため池等整備 (竹太郎上池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	林田町下伊勢	9.9ha	4	
ため池等整備 (新池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	東山	1.0ha	5	
ため池等整備 (相合池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	飾東町佐良和	34.0ha	6	
ため池等整備 (大谷池)	堤体工、取水施設工	飾東町塩崎	26.6ha	7	
ため池等整備 (別所横池)	堤体工、取水施設工	別所町北宿	24.1ha	8	
ため池等整備 (奥池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	林田町林谷	2.6ha	9	
ため池等整備 (皿池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	飾東町豊国	2.2ha	10	
(旧香寺町域)					
ため池等整備 (細倉大池)	堤体工、洪水吐工、取水施設工	須加院	21.6ha	11	

3 農用地等の保全のための活動

利用権設定制度による農地の利用集積を図り、農地が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能を確保する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

計画的な農業基盤整備事業を推進しながら、土地利用型農業の体質強化と都市近郊農業の発展を推進するため、優良農地の確保を図ることを基本として、農村地域の秩序ある土地利用の促進に努める。

また、意欲ある農業者や営農組織の基幹となる従事者にとって、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあり、効率的かつ安定的な農業経営としての具体的な経営の指標は、年間農業所得では、主たる農業従事者1人あたり430万円程度、年間労働時間では、主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度とし、これらの経営が本市農業生産の一翼を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市においては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づく農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を策定しており、これに即して農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を誘導する。

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るための方策

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付け、集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

水稲栽培等の土地利用型農業を主とする集落では、地域での合意形成を促進し、組織化を進める。

なお、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人や特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。

さらに、このような組織化の取組と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、関係農業協同組合との連携を密にしながら意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

このため、次に掲げる各事業に積極的に取り組む。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

地域の気候、風土にあった作物生産を推進する。水稲では、キヌヒカリ、ヒノヒカリ等の生産を進め、土地利用型作物については、麦、大豆、飼料作物を振興する。

耕地利用率及び地力の低下対策としては、麦の裏作として大豆を積極的に推進する等不作付け農地の有効的な利用を図り、地力増進作物の作付けを推進する。

また、都市近郊の立地条件を生かして生産されている葉物野菜等の地産地消を進める。

(1) 水稲（全域）

良食味品種の安定生産、安全・安心な米づくりの推進とともに生産や流通のコスト低減を図る。

コストの低減のため、担い手への農地の集積と高性能農業機械の導入を進めるとともに、必要に応じて担い手、とりわけ集落営農組織においては共同利用機械施設の整備を支援する。

(2) 麦（主に旧姫路市（船津、山田、豊富、太市、林田、網干）、香寺地域、夢前地域）

麦作適地での計画的な作付けと担い手への農地の集積を推進するとともに、品質・収量の向上を図るため、排水対策や肥培管理等基本技術の徹底のための高性能農業機械の導入を進める。

(3) 大豆（主に旧姫路市（船津、山田、太市、林田）、香寺地域、夢前地域）

品質・収量の向上を図るため、排水対策や適期防除等基本技術の徹底や高性能農業機械の導入を進める。

(4) 野菜（主に旧姫路市地域）

減農薬・減化学肥料生産等安全・安心な野菜生産供給とともに、農業生産施設の整備支援により高付加価値化を一層推進する。

また、地産地消を推進していくため、必要に応じて農産物直売所の整備を支援する。

(5) 飼料作物（主に夢前地域）

耕種農家が飼料を生産、供給し、畜産農家が農地に堆肥を還元する資源循環の取組を推進し、飼料の地域自給と環境保全を推進する。

このため、飼料作物の生産や堆肥の散布のための高性能農業機械の導入とともに、堆肥製造施設等の整備を支援する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市では、花とみどりあふれるまちづくりのための地域緑化の推進、農とのふれあいを通じた市民の健康的な暮らしを支援するとともに、地域農業の振興拠点として、山田町多田に総面積10.1haの「農業振興センター」を設置し、林田町口佐見に本格的な農業を体験することが出来る「林田チャレンジ農園」を整備している。これらの施設で実施する農業研修等により新たな農業の担い手育成を図っていく。

また、認定農業者等担い手のもとでの農業研修や雇用就農を推進するとともに、新規就農や企業の農業参入を促進していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業者等による新規就農等の支援のための施設整備について、必要に応じて検討を行う。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

兵庫県姫路農業改良普及センターや兵庫西農業協同組合等関係機関との連携を密にし、農業の技術・知識への支援や経営向上のために必要な各種情報提供を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

2020年農林業センサスの結果では、本市の農業経営体や農家は減少するとともに高齢化が進んでいるが、1農業経営体の経営耕地面積は増加傾向にある。

このため、引き続き認定農業者、集落営農組織等の農業の担い手に対して、規模拡大、経営の多角化や法人化を推進し、経営の安定化を図る。また、農業振興センターによるひめじ帰農塾や林田チャレンジ農園等の研修や技術指導、農業委員会による農地の斡旋等就農に向けた支援を関係機関と連携して取り組むことにより、農業に従事しようとする者の就業の促進を図る。合わせて、担い手の経営発展に応じて雇用を拡大できるよう支援していく。

なお、担い手でない農業者も、農道・水路等の農村資源の保全や農村コミュニティの維持発展の重要な役割を担っているため、農用地利用計画の農用地区域の設定にあたっては、農家子弟等が集落に居住し、農業以外の産業にも従事できるように配慮する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

番号	項目	単位	平成29年実績	令和5年目標
1	認定農業者数	経営体	51	60
2	認定新規就農者の認定数（累計）	人	2	10
3	集落営農組織化集落数	組織	56	62
4	集落営農組織の法人化数	法人	6	10
5	法人化された集落営農組織による農地集積面積	ha	306	320
6	人・農地プランを策定している集落数	集落	48	55

(注) 資料：姫路市農林水産振興ビジョン

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村集落は、周辺に優良な農地が広がり緑豊かな自然環境に恵まれている。これらを保全しつつ、農村の生活環境を整備していく。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

山林は、生活空間の中の緑地ゾーンとして地域住民の生活環境に深く関わっていきるとともに、山林の有している水源涵養、土砂崩壊防止等の国土保全機能の上からも生活環境の防災面で重要な役割を担っていることから、林業の振興と併せて森林の適正な管理を進める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特記事項なし

第9 附図

別 添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（附図4号）
- 5 農業者育成・確保施設整備計画図（附図5号）
- 6 生活環境施設整備計画図（附図6号）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域

次の表に掲げる土地を農用地区域とする。

※農用地区域内であるにかかわらず、現に農業用以外の用途に供されている土地であって、法令に定める所定の手続きを経ていないものは農用地区域とみなす。